

石綿対策全国連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 全国安全センター内
TEL((03)3636-3882/FAX((03)3636-3881

「石綿による健康被害の救済について(案)」に係る意見

2006年2月20日

石綿対策全国連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881/banjan@au.wakwak.com
<http://park3.wakwak.com/~banjan/>

環境省と厚生労働省が同時に実施している「石綿による健康被害の救済に関する意見の募集(パブリックコメント)」に対して、石綿対策全国連絡会議は本日(2月20日)、以下の意見を提出しました。(公表された「石綿による健康被害の救済について(案)」の該当項目のところに、【意見XX(XX関係)】として示しました。)

I 救済給付について

救済給付は、石綿を吸入することによって中皮腫や肺がんにかかった方やその遺族であって、労災補償を受けられない方に対し、医療費などを支給するものです。

(1) 救済給付の認定申請の受付について

- ① 救済給付の支給に係る認定の申請は、3月末の法の施行の1週間前から、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)の事務所(川崎、大阪)に直接又は郵送(消印日をもって申請日とします。)により提出するほか、全国に7か所ある環境省地方環境事務所(札幌、仙台、さいたま、名古屋、大阪、岡山、熊本)を通じて機構に申請することもできます。

また、なるべく早く、各都道府県にある保健所を通じても機構に申請ができるよう、現在、手続きを進めております。

【意見01(I-(1)-①関係)】

労働基準監督署等、労災補償各制度(労災保険、地方公務員災害補償基金、船員保険等)の実施機関が、石綿曝露による疾病として当該補償制度に係る保険給付の支給の請求等を受け付けた場合には、石綿健康被害救済法の適用に関しては、救済給付の支給に係る認定の申請がなされたものとして取り扱う措置を講ずること。これは、石綿健康被害救済法の認定が「その申請にあった日にさかのぼってその効力を生ずる」とされていることから、労災補償各制度の手続を先行したものの結果的に補償を受けられなかった場合に、あらためて石綿健康被害救済法に基づく申請を行ったのでは不利益を被ることがあることを踏まえたものである。

【意見02(I-(1)-①関係)】

意見01で述べた措置が講じられない場合にあっては、労働基準監督署等、労災補償各制度(労災保険、地方公務員災害補償基金、船員保険等)の実施機関が、石綿曝露による疾病として当該補償制度に係る保険給付の支給の請求等を受け付けた場合には、石綿健康被害救済法の救済給付の支給に係る認定の申請を別途行っておかないと不利益を被る場合があること、及び申請の手続等につ

いて周知するとともに、それらの機関においても、新法の救済給付の支給に係る認定の申請等を受け付けるものとする。

【意見03(I-(1)-①関係)】

(独)環境再生保全機構の事務所、環境省地方環境事務所及び保健所が、救済給付の支給に係る認定の申請を受け付けた際には、労災補償各制度の適用が受けられる場合には、石綿健康被害救済法による救済給付をはるかに上回る補償が受けられること、及び申請の手續等について周知するものとする。

【意見04(I-(1)-①関係)】

意見03の措置に関わらず、救済給付の申請受付窓口において、申請者や相談者に対して、「労災の可能性のある人はそちらへ請求してください」とたらい回しにするような対応は行わず、「まず救済給付の申請をしてから、労災の可能性をさぐってください」という助言をして、積極的に救済給付の申請を受け付けるように、窓口担当者に徹底すること。申請を抑制するような職員の対応を厳禁すること。

【意見05(I-(1)-①関係)】

労災補償各制度の実施機関が受け付けた、石綿曝露による疾病に係る保険給付の支給の請求等及びその結果、並びに、(独)環境再生保全機構の事務所、環境省地方環境事務所及び保健所が受け付けた、石綿被害救済新法の給付の支給に係る認定の申請及びその結果を、相互に付き合わせ、縦割り行政の隙間に陥って救済を受けられない被害事例が生じないようにする措置を講じること。

【意見06(I-(1)-①関係)】

意見05の措置を講じる仕組みに、被害者・家族、労働者、市民の代表等が関与する仕組みを確保すること。

- ② 申請の時点で、あらかじめ指定された申請様式への必要な事項の記載と、あらかじめ指定された医学的所見を示す資料の添付がなされている必要があります。申請の様式や添付資料に関する情報など、申請に必要な書類の詳細については、現在検討中ですが、できるだけ早くお知らせできるようにする予定です。

【意見07(I-(1)-②関係)】

申請に必要なすべての書類等が整っていない場合であっても、その日を申請日としてまず申請を受け付けたうえで、おつて「補正」等の手續によって書類等を整えていくようにするよう、窓口対応に関する指導を徹底すること。

【意見08(I-(1)-②関係)】

1か月以内のできるだけ短い期間を、行政手続法に基づく「標準処理期間」として定め、受付窓口や関係ウェブサイト等で公表するとともに、申請者・相談者に対して説明するよう指導を徹底すること。

- ③ 救済給付は、申請のあった日(法施行前に申請した場合は法施行日)から行われること、また、申請に必要な添付資料を用意するためには一定の時間がかかることから、申請は早め早めにお問い合わせいたします。申請様式等の準備は、3月中旬に整うよう努力しております。

【意見09(I-(1)-③関係)】

石綿健康被害救済新法第11条では、「被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする」とされているところであるが、申請日から手帳が公布されるまでの期間に係る医療費の支給手續について、わかりやすく明示及び周知すること。

【意見10(I-(1)-③関係)】

石綿健康被害救済新法第17条第1項では、「医療費及び療養手当の支給の請求は、認定の申請が

された後は、当該認定前であっても、することができる」とされているところであるが、認定申請と支給請求が別個の手続であることはわかりにくく煩雑なので、それらの手順等についてわかりやすく明示及び周知すること。

- ④ なお、労災補償制度等により、同一の石綿による疾病に対する補償が行われている場合には、本制度による救済給付の支給の対象にはなりません。

【意見11(I-(1)-④関係)】

石綿健康被害救済新法第25条では、「救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害の填補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる」とされているところであるが、石綿健康被害救済新法による救済給付はそもそも損害補償ではなく見舞金的性格の給付とされているのであるから、損害賠償との「調整」は行うべきではない。

【意見12(I-(1)-④関係)】

意見11にも関わらず、損害賠償との「調整」を行おうとする場合には、「同一の事由」、「限度とする価額」等についての考え方を示して、パブリックコメント手続等を実施すること。

【意見13(I-(1)-④関係)】

石綿健康被害救済新法第26条第2項では、「療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない」とされているところであるが、石綿健康被害救済新法による救済給付はそもそも損害補償ではなく見舞金的性格の給付とされているのであるから、労災保険法その他の法令による給付で損害の填補を目的としたものとの「調整」を行うような政令の規定をすべきではない。

【意見14(I-(1)-④関係)】

意見13にも関わらず、労災保険法令等による給付との「調整」を行おうとする場合には、「同一の事由」、「限度とする額の算定」等についての考え方を示して、パブリックコメント手続等を実施すること。

【意見15(I-(1)-④関係)】

療養手当については、石綿健康被害救済新法において支給事由が明示されておらず、本パブリックコメントにおいては「入通院に伴う諸経費という要素に加え、日常生活にも近親者等の介護が必要となること」云々という解説を加えているのであるから、「同一の事由」についてなされるものではない損害賠償ないし労災保険等による所得・休業補償等との「調整」は絶対に行われるべきではない。

(2) 認定の対象となる指定疾病と認定基準について

- ① 救済給付は、重篤な疾病にかかるかもしれないことを知らずに石綿にばく露し、石綿という明かな原因がありながら、個々の健康被害の原因者を特定することが極めて難しく、何ら補償を受けられないまま多くの方が1、2年で亡くられるという、石綿による中皮腫、肺がんの特殊性にかんがみて、まずはこれらの被害者を迅速に救済するために構築された新たな制度であり、対象となる疾病(指定疾病)は、石綿を原因とする中皮腫及び肺がんとなります。

【意見16(I-(2)-①関係)】

「個々の健康被害の原因者を特定することが極めて難し」かったとしても、因果関係の解明を怠ってよいという理由にはならない。因果関係の解明は、石綿健康被害救済新法の内在的な目的のひとつと理解しており、また、衆参両院環境委員会における附帯決議においても、「情報収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後5年を待たずとも本制度について適宜適切に

所要の見直しを行うものとする」とされたところであるが、新法の運用を通じて因果関係の解明を推進する方策を具体的に示されたい。

その他の石綿関連疾患のうち石綿肺については、古くからよく知られた代表的な職業病であるじん肺のひとつであること、これまで職業ばく露での発症しか知られていないこと、また、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚については、これまで職業性ばく露での発症しか知られていないこと、労災制度においても平成15年以降に対象とされ、まだ認定者数が少ないことなどから、現時点では本制度の対象とはしませんが、今後、医学的知見やデータの集積を図り、職業性ばく露以外のばく露による発症状況を踏まえつつ検討し、必要に応じて将来これらを指定疾病とすることはあります。

【意見17(I-(2)-①関係)】

新法の救済対象には、労災保険に特別加入していない自営業者等も含まれており、そのなかには「職業性曝露」をした(する)者がいることが確実であるのであるから、「職業性曝露での発症の知られている石綿関連疾患」はすべて、政令で定めるべきである。

【意見18(I-(2)-①関係)】

労災保険特別加入の自営業者に係る石綿肺およびその合併症については、労災特別加入期間＋労働者期間(労働者等期間)が、特別加入期間を除く事業主期間(事業主期間)よりも明らかに長いときに限って労災保険が適用される通達運用がなされている。したがって、相当多数の職業曝露による自営業者等の石綿肺および合併症が労災で救済されていない実態がある。極端な例では、事業主期間20年間、労働者等期間20年間という例では、労災適用をしていないのである。20年の従事期間があれば、石綿肺および合併症で療養を要する状態になり得ることが十分医学経験則上あり得るにもかかわらず、である。このように、不当に労災保険から排除された事業主等が存在すること、すなわち、明かな職業曝露歴をもつ事業主の石綿肺等が労災適用されず、救済されていない実態を踏まえて、対象疾患には石綿肺および合併症を加えなければ、「隙間のない救済」にはならない。

【意見19(I-(2)-①関係)】

クボタ旧神崎工場周辺、泉南地域、松橋地域には、「石綿肺」所見を有する住民患者がすでに確認されている。石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会では、そうした初期の石綿肺の患者の存在を、「まだ(じん肺法上の)石綿肺とはいえない」とか「(療養を必要するような)重症の石綿肺は確認できていない」という議論が行われた模様であるが、たとえ0/1程度であったとしても石綿肺は進行が予想されるのであるから、環境曝露による石綿肺の存在を前提として、対象疾患として石綿肺を明定すべきである。びまん性胸膜肥厚等についても、実態は同様であるから、労災の対象疾患をすべて対象疾患に入れておく必要がある。

【意見20(I-(2)-①関係)】

労災補償の方の対象疾病のリスト(労働基準法施行規則別表第1の2)では、「その他業務に起因することの明らかな疾病」というかたちの「包括的救済規定」を置いており、そのうえで労災認定基準のなかで良性石綿胸水とびまん性胸膜肥厚をこの規定に該当する業務上疾病として取り扱うことが明示され、また、他の疾病であっても同規定に基づいて救済する道を確認している。石綿健康被害救済新法の政令においても、「その他石綿曝露に起因することの明らかな疾病」という「包括的救済規定」を置くべきである。

② 救済給付における指定疾病ごとの認定の考え方を以下に示します。

ア 中皮腫の場合

中皮腫については、胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であることが確認された場合、認定されるものとします。

中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織検査に基づく

確定診断がなされることが重要です。また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、結核性胸膜炎、その他の炎症性胸水、などとの鑑別も必要となります。

このため、中皮腫の認定に当たっては、病理組織検査記録等が求められ、確定診断が適正になされているか確認されるものとします。

なお、病理組織検査が行われていない事案については、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等を主治医から求め、専門家による検討を踏まえて判断されるものとします。

【意見21(I-(2)-②-ア関係)】

中皮腫の確定診断の確認は、(独)環境再生保全機構の事務所、環境省地方環境事務所または保健所が、医療機関に問い合わせるなどして行うことを基本として、被害者・家族に過大な負担をかけない措置を講ずること。

【意見22(I-(2)-②-ア関係)】

意見21による医療機関への問い合わせ等によっても、確定診断の確認が困難な場合には、明らかな反証を示せない限り(中皮腫ではないことが明らかである証拠がある場合を除き)、主治医の診断を尊重するという原則を確立すること。

【意見23(I-(2)-②-ア関係)】

主治医に「臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等」を求める場合には、その理由及び目的を文書で主治医及び申請者に通知すること。

【意見24(I-(2)-②-ア関係)】

石綿曝露の有無及び状況も、中皮腫の診断・認定にあたっての重要な情報であることを認定基準に明記し、確定診断に困難をとまなう場合であっても石綿曝露の事実が蓋然的に推定される場合には積極的な認定を行うものとする。

イ 肺がんの場合

肺がんについては、原発性肺がんであって、かつ、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に認定されるものとします。肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合としては、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合があります。

(ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見があり、胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること。

(イ) 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上(乾燥肺重量1g当たり5000個以上の石綿小体若しくは200万本以上(5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞内洗浄液1ml中5個以上の石綿小体)認められること。

【意見25(I-(2)-②-イ関係)】

石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会の「『石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方』報告書」に示されたように、肺がん発症リスクを2倍にする曝露量として「25本/ml \times 年」が妥当としていることを認定基準上明示して、曝露量の確認ないし蓋然的推定から認定する道を確保すべきである。なお、その運用にあたっては、報告書が根拠としているデータはいずれも「職業性曝露」を前提としたものであるから、環境曝露等の場合には「年の換算」(1日8時間曝露か24時間曝露か、1年365日曝露か等)等に留意すること。

【意見26(I-(2)-②-イ関係)】

クボタ旧神崎工場では異常な中皮腫発症が確認されており、そのリスクから推定される曝露濃度が、環境中としてはきわめて高濃度であったと推定される。そうした地域における肺がん発症について、例示された基準だけでは、不当に肺がん認定が制限されてしまう現実的危険性が存在している。加害企

業であるクボタを国が守ることにもつながりかねない問題でもあり、こうしたことは慎重に避けなければならない。したがって、このような地域の高濃度曝露が科学的に推定できる可能性のある地域における肺がん認定の障害にならないように、肺がん発症リスク2倍に相当する累積曝露量「25本/ml×年」についても、単独の認定要件として項目を設けること。

【意見27(I-(2)-②-イ関係)】

労災認定基準では、間接曝露も含めた石綿曝露作業従事期間が10年以上ある場合には、胸膜プラーク(肺線維化所見要せず)または肺内石綿小体・繊維((イ)のような数値基準要せず)が認められるだけで補償の対象とされることと比べると、この認定の考え方は著しく狭い。労災保険に特別加入していない自営業者であって、間接曝露も含めた石綿曝露作業に従事したことのある者については、上記労災認定基準同様、石綿曝露作業従事期間が10年以上+胸膜プラーク(肺線維化所見要せず)または肺内石綿小体・繊維((イ)のような数値基準要せず)でも認定される道を確認すべきである。

【意見28(I-(2)-②-イ関係)】

環境曝露事例等にあっても、「間接曝露も含めた石綿曝露作業従事期間が10年以上ある場合」と同程度の石綿曝露歴が曝露量の確認ないし蓋然的に推定される場合には、そのこと+胸膜プラーク(肺線維化所見要せず)または肺内石綿小体・繊維((イ)のような数値基準要せず)でも認定される道を確認すべきである。

【意見29(I-(2)-②-イ関係)】

石綿曝露による肺がんであることを認定するための諸所見の確認は、(独)環境再生保全機構の事務所、環境省地方環境事務所または保健所が、医療機関に問い合わせるなどして行うことを基本として、被害者・家族に過大な負担をかけない措置を講ずること。

【意見30(I-(2)-②-イ関係)】

主治医に石綿曝露による肺がんであることを認定するための諸所見を確認する場合には、その理由及び目的を文書で主治医及び申請者に通知すること。

【意見31(I-(2)-②-イ関係)】

石綿曝露の有無・状況、(イ)の「肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上」等の確認は、肺がんを診断・治療する医療現場でほとんど行われていないのが実態であり、石綿曝露に起因する肺がんを積極的に掘り起こしていくために、医師・医療機関の協力を求める措置を講ずるべきである。

- ③ 申請に当たっては、②のア又はイの内容を医学的に確認するための書類等の添付が原則的に求められます。詳細については検討中ですが、例えば、主治医の診断書、病理組織診断書、診断に必要な胸部エックス線写真又は胸部CTなどが必要になります。

【意見32(I-(2)-③関係)】

申請に必要なすべての医学的書類等が整っていない場合にあっても、その日を申請日としてまず申請を受け付けたうえで、おつて「補正」等の手続によって書類等を整えていくようにするよう、窓口対応に関する指導を徹底すること。

- ④ 制度開始時に既に死亡している方については、次のとおりとします。

ア 中皮腫の場合は、中皮腫であったことが記載された死亡診断書の写しなど、中皮腫であったことを客観的に証明できる書類があれば、認定されるものとします。

イ 肺がんの場合は、肺がんであったことが記載された死亡診断書の写しなど、かつて肺がんであったことを客観的に証明できる書類があり、かつ、②のイの(ア)又は(イ)のいずれかに該当したことを客観的に証明できる書類がある場合に認定されるものとします。

【意見33(I-(2)-④関係)】

すでに死亡されている事例に関して、家族の手元に死亡診断書等も、また医療機関にカルテ等も残されていない場合の手続に関する相談がすでに多数寄せられている。戸籍地を所掌する法務局から死亡診断書の写しを容易に取り寄せることができるようにするなどの具体的措置を講じるとともに、それを周知するべきである。

【意見34(I-(1)-④関係)】

厚生労働省が診療情報の開示に関するガイドラインを示しているところではあるが、開示が必要な診療情報に死亡診断書や病理所見等は含まれないとする考え方もあるやに聞いている。少なくとも石綿による健康被害として新法による救済給付や労災補償給付を受けようとする被害者・家族が、申請に必要な情報・書類等を医療機関から確実に入手できるようにする措置を講ずべきである。

【意見35(I-(1)-②関係)】

少なくとも石綿による健康被害であることが疑われる疾病に関しては、医療機関にカルテ等の保存期間を延長させる措置を講ずること。

【意見36(I-(1)-②関係)】

資料の提供等に関して医療機関の協力が十分でない場合などには、(独)環境再生保全機構の事務所、環境省地方環境事務所または保健所が、医療機関に問い合わせるなど、被害者・家族に過大な負担をかけない仕組みを講ずること。

(3) 指定疾病に係る認定の有効期間

- ① 本制度は、現に指定疾病により健康被害を受けている方について、その被害に着目して救済給付を行う制度であるため、疾病が治った方については法律上、認定を取り消すこととなっております(法第9条)。
- ② 一般的に、中皮腫、肺がんなどの悪性疾患については、医学的には、手術によってがんが冒された部分を摘出等しても治癒したとはみなされず、その5年後に再発・転移等していなければ治癒したものとみなされます。このため、中皮腫と肺がんについては、認定期間を5年間とすることを考えております。

【意見37(I-(3)-②関係)】

再発・転移等していなくとも、現に治療を継続しており、治療を中断した場合にはQOLが悪化する場合も、「治癒したとはみなされない」ことを確認されたい。

(4) 救済給付の額について

- 認定を受けられたご本人への救済給付

① 医療費

指定疾病にかかっていると認定された方には石綿健康被害医療手帳が交付されます。

保険医療機関、保険薬局、診療所、介護保険法の適用を受ける医療を提供する者等のところで、石綿による健康被害についての医療を受ける際に、石綿健康被害医療手帳を提示いただければ、一般的に、医療費の自己負担分は窓口で支払う必要はありません。

【意見38(I-(4)-①関係)】

労災保険においては、通院に要した費用を「移送費」として療養補償給付に含めて支給されており、中皮腫については距離制限等も撤廃して原則全額支給されることとなった。石綿被害救済新法においても、第11条第6号に医療費の範囲として「移送」が含まれているところであり、労災保険と同様に、通院に要した費用を医療費として支給すべきである。

② 療養手当

療養手当の額は、入通院に伴う諸経費という要素に加え、日常生活にも近親者等の介護が必要となること、他の救済制度とのバランス*注を勘案して、定型化した額として、毎月約10万円とする考えです。石綿健康被害救済制度は、賠償責任に基づく制度ではないため、療養手当についても療養に要した実費を全て積み上げて厳密にてん補するものではなく、一定の定型化を行った上で一律の給付を行うものです。

*注:入通院に伴う諸経費については医薬品副作用被害救済制度による医療手当の額を、介護手当に該当する部分については原子爆弾被爆者援護制度による介護手当(中度)の限度額をそれぞれ勘案しております。

【意見39(I-(4)-②関係)】

「補償ではなく救済」であったとしても到底公正とは言い難く、最低でも20万円とすべきである。

③ 葬祭料

現在、闘病生活を送られている認定された方が、石綿による指定疾病に起因してお亡くなりになった場合に給付される葬祭料の額は、他の救済制度とのバランスを勘案して、約20万円とする考えです。

【意見40(I-(4)-③関係)】

「補償ではなく救済」であったとしても到底公正とは言い難く、最低でも50万円とすべきである。

④ 救済給付調整金

制度施行前にお亡くなりになった方の遺族には特別遺族弔慰金(280万円)が支給されるのに対して、制度施行後に申請して認定されても、その直後にお亡くなりになった被害者等には、制度施行後生存されたわずかな間に相当する医療費と療養手当しか支給されません。

このような不公平感を解消するため、制度施行前に発症し、制度施行後2年以内に認定され亡くなられた被害者については、ご本人が支給を受けた医療費と療養手当の合計額と特別遺族弔慰金(280万円)との差額について、救済給付調整金として御遺族に対して支給されます。

【意見41(I-(4)-④関係)】

「制度施行後2年以内に認定され亡くなられた被害者」に限定する合理的理由は見当たらず、また、「補償ではなく救済」であったとしても到底公正とは言い難く、最低でも1,200万円とすべきである。

○ 本年3月末の法の施行日より以前に、石綿に起因する指定疾病によりお亡くなりになった方のご遺族への給付

⑤ 特別遺族弔慰金

特別遺族弔慰金は、本制度の施行前に既にお亡くなりになった被害者に特別の弔慰を表明してその遺族の方々に給付する本制度特有の給付項目であり、その額は、280万円とする考えです。請求期限は下記の特別葬祭料と併せて、法施行日から3年以内と法に定められております。

【意見42(I-(4)-⑤関係)】

「補償ではなく救済」であったとしても到底公正とは言い難く、最低でも1,200万円とすべきである。

【意見43(I-(4)-⑥関係)】

石綿健康被害救済新法附則第6条で制度の見直し時期が「施行後5年以内」とされているにも関わらず、請求期限を3年以内と規定していることは不合理であり、制度の見直しを確実に3年以内に行うべきである。

⑥ 特別葬祭料

特別葬祭料の額は法律で、葬祭料の額と同額(約20万円)とすることが定められております。

【意見44(I-(4)-⑤関係)】

「補償ではなく救済」であったとしても到底公正とは言い難く、最低でも50万円とすべきである。

II 特別遺族給付金について

特別遺族給付金は、労働者等の御遺族であって、労災保険法の規定による遺族補償給付の支給を受ける権利が、施行日において既に時効によって消滅している方に対して支給するものです。

【意見45(II関係)】

時効に係る救済を「労働者等の遺族」、「障害補償給付の支給を受ける権利」に限定する合理性はなく、健康被害を受けた「労働者」本人、「休業補償給付等、障害補償給付以外の給付等の受ける権利」に対する救済措置も講ずべきである。

【意見46(II関係)】

新たな労災認定基準のもとであれば労災補償を受けられるにも関わらず、これまでの労災認定基準に基づいて不支給処分を受けた事例の救済措置も講ずべきである。

【意見47(II関係)】

労災保険制度以外の労災補償制度等において、時効によって補償を受ける権利が消滅している事例の救済措置も講ずべきである。

(1) 特別遺族給付金の支給の申請の受付について

- ① 特別遺族給付金の支給については、3月末の法の施行の1週間前から、労働基準監督署に対して申請することができます。
- ② 申請の時点で、あらかじめ指定された申請様式への必要な事項の記載と、あらかじめ指定された医学的所見を示す資料の添付がなされている必要があります。申請の様式や添付資料に関する情報など、申請に必要な書類の詳細については、現在検討中ですが、できるだけ早くお知らせできるようにする予定です。

【意見48(II-(1)-②関係)】

申請に必要なすべての書類等が整っていない場合であっても、その日を申請日としてまず申請を受け付けたうえで、おつて「補正」等の手続によって書類等を整えていくようにするよう、窓口対応に関する指導を徹底すること。

【意見49(II-(1)-②関係)】

1か月以内のできるだけ短い期間を、行政手続法に基づく「標準処理期間」として定め、受付窓口や関係ウェブサイト等で公表するとともに、申請者・相談者に対して説明するよう指導を徹底すること。

- ③ 特別遺族給付金のうち特別遺族年金は、請求のあった日の翌月分以降について支給の対象となること、申請に必要な添付資料を用意するためには一定の時間がかかることから、申請の準備は早め早めをお願いいたします。申請様式等の準備は、3月中旬に整うよう努力しております。

【意見50(II-(1)-③関係)】

厚生労働省関係だけでなく他省庁や地方自治体関連の相談窓口に寄せられたものも含めて、この間相談や問い合わせがあった事例で特別遺族給付金の支給対象になる可能性が考えられる者に対して、必要な情報を確実に提供する措置を講ずるとともに、その結果を公表すること。

【意見51(II-(1)-③関係)】

石綿健康被害救済新法附則第6条で制度の見直し時期が「施行後5年以内」とされているにも関わらず、請求期限を3年以内と規定していることは不合理であり、制度の見直しを確実に3年以内に行うべきである。

(2) 認定の対象となる疾病と認定基準について

- ① 特別遺族給付金については、中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚を対象とすることとします。以下、対象疾病ごとに認定の考え方を示します。

ア 中皮腫により死亡された場合

- 1) 石綿ばく露作業に従事し、胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫により死亡された場合、次の(ア)又は(イ)に該当すれば認定されます。
- (ア) じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の認定を受けていたこと。
- (イ) 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あったこと。

【意見52(II-(2)-①-ア関係)】

中皮腫の確定診断の確認は、労働基準監督署が、医療機関に問い合わせるなどして行うことを基本として、被害者・家族に過大な負担をかけない措置を講ずること。

【意見53(II-(2)-①-ア関係)】

意見52による医療機関への問い合わせ等によっても、確定診断の確認が困難な場合には、明らかな反証を示せない限り(中皮腫ではないことが明らかである証拠がある場合を除き)、主治医の診断を尊重するという原則を確立すること。

【意見54(II-(2)-①-ア関係)】

石綿曝露の有無及び状況も、中皮腫の認定にあたっての重要な情報であることを認定基準に明記し、確定診断に困難をともなう場合であっても石綿曝露の事実が蓋然的に推定される場合には積極的な認定を行うものとする。

【意見55(II-(2)-①-ア関係)】

主治医に「臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等」を求める場合には、その理由及び目的を文書で主治医及び申請者に通知すること。

【意見56(II-(2)-①-ア関係)】

石綿曝露の有無及び状況も、中皮腫の診断・認定にあたっての重要な情報であることを認定基準に明記し、確定診断に困難をともなう場合であっても石綿曝露の事実が蓋然的に推定される場合には積極的な認定を行うものとする。

イ 肺がんにより死亡された場合

- 1) 石綿ばく露作業に従事し、原発性肺がんにより死亡された場合、次の(ア)又は(イ)に該当すれば認定されます。
- (ア) じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の認定を受けていたこと。
- (イ) 次の(i)又は(ii)の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あったこと。

ただし、次の(ii)に掲げる肺内の石綿小体又は石綿繊維が一定量以上(乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体若しくは200万本以上(5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体)認められた場合は、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくとも、本要件を満たすものとします。

- (i) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。

(ii) 肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。

【意見57(II-(2)-①-イ関係)】

石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会の「『石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方』報告書」に示されたように、肺がん発症リスクを2倍にする曝露量として「25本/ml×年」が妥当としていることを認定基準上明示して、曝露量の確認ないし蓋然的推定から認定する道を確保すること。曝露量推定が科学的に可能である場合があるのであるから当然、単独の認定要件として並記すべきである。

【意見58(II-(2)-①-イ関係)】

石綿曝露による肺がんであることを認定するための諸所見の確認は、労働基準監督署が、医療機関に問い合わせるなどして行うことを基本として、被害者・家族に過大な負担をかけない措置を講ずること。

【意見59(II-(2)-①-イ関係)】

石綿曝露の有無・状況、(イ)の「肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上」等のの確認は、肺がんを診断・治療する医療現場でほとんど行われていないのが実態であり、石綿曝露に起因する肺がんを積極的に掘り起こしていくために、医師・医療機関の協力を求める措置を講ずるべきである。

ウ 石綿肺により死亡された場合

じん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則第1条第1号から第5号までに掲げる疾病により死亡された場合には認定されます。

エ 良性石綿胸水により死亡された場合

石綿ばく露作業に従事し、良性石綿胸水により死亡された場合、個別に厚生労働本省に協議されます。

オ びまん性胸膜肥厚により死亡された場合

石綿ばく露作業に従事し、びまん性胸膜肥厚で死亡された場合、次の(ア)及び(イ)のいずれの要件にも該当すれば認定されます。

(ア) 胸部エックス線写真で、肥厚の厚さについては、最も厚いところが5mm以上あり、広がりについては、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるものであって、著しい肺機能障害を伴っていたこと。

(イ) 石綿ばく露作業へ3年以上従事したこと。

② 特別遺族給付金に係る医学的所見等の証明資料としては、死亡原因が各々の対象疾病によるものであることが記載された死亡診断書の写しなど、死亡原因を客観的に証明できる書類が必要です。その他、肺がんの場合には、上記①のイの要件に該当することを示す客観的な資料が、良性石綿胸水の場合には、その診断の根拠となった医学的資料が、びまん性胸膜肥厚の場合には、上記①のオの(ア)の要件に該当することを示す客観的な資料が必要です。

【意見60(II-(2)-②関係)】

すでに死亡されている事例に関して、家族の手元に死亡診断書等も、また医療機関にカルテ等も残されていない場合の手続に関する相談がすでに多数寄せられている。戸籍地を所掌する法務局から死亡診断書の写しを容易に取り寄せることができるようにするなどの具体的措置を講じるとともに、それを周知するべきである。

【意見61(II-(2)-②関係)】

厚生労働省が診療情報の開示に関するガイドラインを示しているところではあるが、開示が必要な

診療情報に死亡診断書や病理所見等は含まれないとする考え方もあるやに聞いている。少なくとも石綿による健康被害として新法による救済給付や労災補償給付を受けようとする被害者・家族が、申請に必要な情報・書類等を医療機関から確実に入手できるようにする措置を講ずべきである。

【意見62(Ⅱ-(2)-②関係)】

少なくとも石綿による健康被害であることが疑われる疾病に関しては、医療機関にカルテ等の保存期間を延長させる措置を講ずること。

【意見63(Ⅱ-(2)-②関係)】

資料の提供等に関して医療機関の協力が十分でない場合などには、労働基準監督署が、医療機関に問い合わせるなど、被害者・家族に過大な負担をかけない仕組みを講ずること。

(3) 特別遺族給付金の額について

特別遺族給付金は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とされています。特別遺族年金は、死亡労働者等の配偶者等であって、死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことなどの要件を満たす人に対して、特別遺族一時金は、特別遺族年金を受けることができる遺族がいなくときに配偶者等の遺族に対して、その請求に基づき支給されます。

① 特別遺族年金

労災保険法に基づく遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその遺族と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数に応じて以下の額とする考えです。 一人 240万円/年、二人 270万円/年、三人 300万円/年、四人以上 330万円/年

【意見64(Ⅱ-(3)-①関係)】

石綿による健康被害に関して現に労災遺族補償年金を受給している者の実態を調査・公表するとともに、ここに掲げた「遺族特別年金」の額を下回る低額労災年金を是正するための措置を講ずること。

② 特別遺族一時金

労災保険法に基づく遺族補償一時金の額等を勘案して、次に掲げる場合に応じてそれぞれに定める額とする考えです。

ア 施行日において特別遺族年金の受給権者がない場合には、1200万円。

イ 特別遺族年金の受給権者の権利が消滅し、他に受給権者がなく、かつ、それまでに支給された年金額が1200万円に満たない場合には、その1200万円に満たない額。

Ⅲ その他

石綿による健康被害者が迅速に給付を受けられるよう、救済給付の申請受付窓口(機構の事務所等)と、特別遺族給付金の申請窓口(労働基準監督署)において、できるだけ両給付について適切に情報提供できるよう、連携を図りたいと考えております。

【意見65(Ⅲ関係)】

このような単なる決意表明では実効性は全く期待できない。新たな救済制度と労災補償各制度が一体となった隙間のない石綿健康被害の救済を確保するための体制及び方策を具体的に示されたい。

【意見66(Ⅲ関係)】

衆参両院環境委員会における附帯決議で示された因果関係解明の努力を含めて、新たな救済制度と労災補償制度総体の施行状況を検証・評価し、必要な見直しを行っていくための体制を、患者・家族、労働者、市民の代表等の参加を確保したうえで構築されたい。